

改 正 案	現 行
業 務 方 法 書 ( 豆 類 事 業 )	業 務 方 法 書 ( 豆 類 事 業 )
第 1 章 [略]	第 1 章 [略]
第 1 条から第 2 条 [略]	第 1 条から第 2 条 [略]
第 2 章 [略]	第 2 章 [略]
第 3 条から第 8 条 [略]	第 3 条から第 8 条 [略]
第 3 章 価格差補てん事業	第 3 章 価格差補てん事業
第 9 条 [略]	第 9 条 [略]
(補てん基準価格及び最低基準価格)	(補てん基準価格・最低基準価格及び積立基準価格)
第10条 協会は、毎年10月25日までに、当該年産の対象豆類について、原則として規格の2等品を対象として補てん基準価格及び最低基準価格（以下「基準価格」と総称する。）を定めなければならない。	第10条 協会は、毎年10月25日までに、当該年産の対象豆類について、原則として規格の2等品を対象として補てん基準価格・最低基準価格及び積立基準価格（以下「基準価格」と総称する。）を定めなければならない。
2 補てん基準価格は、対象豆類の価格差補てん助成金（以下この章及び第5章において「助成金」という。）を交付するときの基準となる価格とする。	2 補てん基準価格は、対象豆類の価格差補てん助成金（以下この章及び第6章において「助成金」という。）を交付するときの基準となる価格とする。
第3項から第5項 [略]	第3項から第5項 [略]
6 削除	6 積立基準価格は、生産者積立金を積み立てるときの基準となる価格とする。
7 削除	7 積立基準価格は、基本価格の100分の130を乗じて得た金額を基準として定めるものとする。
第6項から第8項	第8項から第10項 [略]
(等級間格差)	(等級間格差)
第11条	第11条
第1項から第2項 [略]	第1項から第2項 [略]
3 前条第6項から第8項までの規定は、等級間格差について準用する。	3 前条第8項から第10項までの規定は、等級間格差について準用する。
第12条から第15条 [略]	第12条から第15条 [略]
第4章 [略]	第4章 [略]
第16条から第17条 [略]	第16条から第17条 [略]
(経費の助成)	(経費の助成)
第18条	第18条
第1項 [略]	第1項 [略]

改 正 案	現 行
<p>2 前項の保管に要する経費は、金利及び保管料（以下、この章及び第5章において「助成金」という。）とする。</p> <p>3 [略]</p>	<p>2 前項の保管に要する経費は、金利及び保管料（以下、この章及び第6章において「助成金」という。）とする。</p> <p>3 [略]</p>
<p>第 5 章 削除</p>	<p>第 5 章 生産者積立金</p>
<p>第 2 2 条 削除</p>	<p>(生産者積立金)</p>
<p>2 削除</p>	<p>第 2 2 条 協会は、対象豆類の第 1 2 条第 2 項の規定による平均販売価格が、積立基準価格を上回ったときは、別に定める算式によって算出される額を基準として定める金額を、生産者積立金として集荷団体に対して協会に寄託させるものとする。ただし、別に定める災害による場合は、この限りでない。</p>
<p>3 削除</p>	<p>2 生産者積立金は、資産管理規程第 4 条に規定する管理財産として管理するものとする。</p>
	<p>3 生産者積立金は、寄託条件の定めるところにより、資産管理規定第 7 条に規定する豆類価格安定対策事業準備財産（以下「事業準備財産」という。）に繰り入れるため、これを取り崩すことができるものとする。</p>
<p>第 5 章 第 2 2 条から第 2 7 条</p>	<p>第 6 章 [略] 第 2 3 条から第 2 8 条 [略]</p>
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>この業務方法書は、令和 2 年 1 0 月 2 1 日から施行し、令和 2 年産から適用する。</p>	<p>この業務方法書は、令和 2 年 4 月 1 日から施行し、令和 元 年産から適用する。</p>